

各務原市立各務小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定
令和 6年3月改定

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策を示すものである。人権尊重の理念に基づき、本校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1)定義

「いじめ」とは、児童等に対して、各務小学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的また物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2)基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- いじめは、人として絶対に許されない
- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る
- いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい

(3)学校としての構え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進めていく。いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2. いじめの未然防止のための取組(自己有用感・自己肯定感を高める取組)

(1)魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、学習指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、よさを認め合う学級・学校経営の充実に努める。(よさみつけ 等)
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。(委員会活動・代表委員会の充実)

(2)生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや地域人講師との交流、ボランティア手帳活用によるボランティアの奨励など、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。(エンカウンター等の活動の充実)
- ・言葉遣いの見直しや、学級の人権宣言づくりを通じて、誰もが差別や偏見を許さず互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育み、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。('ひびきあい週間'の充実)

(3)全ての教育活動を通して指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の4点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己肯定感・自己有用感を実感させること
 - ② 共感的な人間関係を育成すること
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること
 - ④ 困難をのりこえる経験を通して、達成感を味わわせること

(4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機、市から貸与している学習用タブレット等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機、学習用タブレット等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、各学級での話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。(通学班会等、地域とのつながり)

(5)保護者との連携(啓発)

- ・どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、日頃から悩みや困ったことは、すぐに相談するように働きかける。(心のポストの活用)
- ・ネットトラブルから児童を守り、安全にインターネットを利用できるように、「家庭のルール」を決めて守るように、指導・見届けを行う。(学校・学級通信、保護者懇談会等での協力をお願い)

3. いじめの早期発見・早期対応

(1)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、Q-Uテストの活用、年3回の定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に活かす。
- ・年3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ・不登校未然防止対策委員会」で各学級の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全教職員が児童の些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携した協力体制を整える。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、全職員が「児童の小さな変化に気付く」「気付いた情報を共有する」「共有した情報に基づき速やかに対処する」の3点を基本として早期発見に心がける。(週に1回の職員打ち合わせでの児童交流の活用)

(2)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、管理職をはじめ、生徒指導主事や教育相談主任、教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解したうえで協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や、夏季休業中の現職研修、または必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4)保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自信が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5)関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、市子ども家庭支援課、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4. いじめ・不登校未然防止対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法:第22条)

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実行的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ・不登校未然防止対策委員会」を設置する。

関係職員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、関係職員、スクールソーシャルワーカー(SSS)、スクールカウンセラー(SC) 他

- ・「重大事態」とは、①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき と定義されている(法からの抜粋)。
- ・児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があるため、必ず調査を行う。

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組計画	備考
4月	○職員会議:「方針」や前年度のいじめの実態と対応について ○前期始業式・入学式:生徒指導主事の話(いじめ防止に関わって) ○ホームページ等で「いじめ基本方針」の発信をする。	
5月	○第1回学校運営協議会で「方針」の説明 ○第1回Q-Uテストの実施 ○第1回心のアンケート実施(無記名式) ○教育相談の実施	
6月	○教育相談後の児童の見届け	
7月	○いじめ不登校未然防止対策委員会	第1回県いじめ実態調査
8月	○職員研修会:生徒指導事例研修会・情報モラル研修会 ○Q-Uテストの結果の分析、学級づくり研修会	夏季休業中の指導
9月	○全校集会:生徒指導主事の話 ○第2回心のアンケート実施(無記名式)	
10月	○教育相談の実施 ○いじめ不登校未然防止対策委員会 ○Q-Uテストの実施 ○後期始業式:生徒指導主事の話	
11月	○職員研修会:教育相談研修会・人権教育研修会 ○第3回心のアンケート実施(無記名式)	
12月	○「ひびきあい活動」に向けた取組の実施 ○「ひびきあい活動」の実施(学級の人権宣言の振り返り) ○学校評価アンケートの実施(保護者)	第2回県いじめ実態調査 冬季休業中の指導
1月	○全校集会:生徒指導主事の話 ○第4回心のアンケート実施(無記名式) ○いじめ不登校未然防止対策委員会	
2月	○教育相談の実施	
3月	○次年度への情報の引き継ぎ	第3回県いじめ実態調査 学年末休業中の指導

6. いじめ問題発生時の対応について

(1)問題発生・発見時の初期対応

「いじめ・不登校未然防止対策委員会」でいじめを認知し、方針を確認する。事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに、市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」という条件が満たされていること。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握
(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部専門家とも連携を図る)
- ⑤ いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携、他の相談機関の紹介)

(2)「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査結果について市教育委員会へ報告し、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求める。

7. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び対応措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適切に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8. 個人情報等の取扱い

個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、調査実施後、義務教育修了までの期間保存する。